

平成 23 年度マーケットバスケット方式による 甘味料の摂取量調査の結果について

【目的】

これまで、マーケットバスケット方式により食品添加物の一日摂取量調査を実施し、我が国における食品添加物の摂取実態を明らかにする取組について、指定添加物を中心に行ってきた。

平成23年度は、6種類の甘味料の一日摂取量調査を行った。具体的には、アスパルテーム、アセスルファムカリウム、グリチルリチン酸(グリチルリチン酸二ナトリウム及びカンゾウ抽出物の主成分)、サッカリンナトリウム、スクラロース、ステビア抽出物(α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビアを含む)を対象として、加工食品群による摂取量調査を実施した。

【方法】

調査に参加した地方衛生研究所5機関(札幌市衛生研究所、仙台市衛生研究所、香川県環境保健研究センター、長崎市保健環境試験所及び沖縄県衛生環境研究所)及び国立医薬品食品衛生研究所において、それぞれ、マーケットバスケット方式調査用加工食品群(以下「混合群」という。1群(調味嗜好飲料)、2群(穀類)、3群(いも類・豆類・種実類)、4群(魚介類・肉類・卵類)、5群(油脂類・乳類)、6群(砂糖類・菓子類)、7群(果実類・野菜類・海藻類))を調製した。上記6機関で、上記の食品添加物について混合群ごとの含有量を測定し、それぞれの喫食量を乗じ、一日摂取量を算出した。

混合群の調製は、平成 22 年度委託事業「食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書」(独立行政法人 国立健康・栄養研究所)の結果に基づいて作成した、加工食品群別年齢階級別の食品喫食量リストに基づき実施した。

【結果及び考察】

混合群の食品群ごとの各添加物含有量に食品の喫食量を乗じて求めた一日摂取量の6機関の平均を表1に示した。一日摂取量が比較的多かったのは、アセスルファムカリウム(2.412mg/人/日)であった。また、マーケットバスケット方式の妥当性を確認するために、調査対象添加物の表示がある食品中の添加物含有量を求め、個々の食品の喫食量を乗じ合計して得られた計算上の各群(表示群)の一日摂取量を求めて混合群の一日摂取量との比較検討を行った。アスパルテームの一日摂取量は表示群に比べて混合群が低い値となった。これは、混合群に含まれる食品について、当該甘味料が使用された食品数が少なく、添加量も少ないため、試料の調製段階において定量下限値未満まで希釈され、測定不能となったと推測される。その他の甘味料は、混合群と表示群とで、ほぼ一致する結果が得られた。

今回の食品群の分析に基づき見積もられた摂取量と各添加物の JECFA の体重1kg あたりの一日摂取許容量(ADI)に基づく1人当たりの一日摂取許容量の割合(以下「対 ADI 比」という。)を表2にまとめて示した。対 ADI 比が最も大きかったのはアセスルファムカリウムの 0.27%であった。ADI が設定されている食品添加物の摂取量は、いずれも ADI から計算される1人当たりの一日摂取許容量を大きく下回り、本調査の結果、これらの添加物については安全性上、特段の問題はないと考えられた。

さらに、群別食品中の含有量と年齢層別食品喫食量を用いて算出した年齢層別一日摂取量を表3に、年齢層別の対 ADI 比を表4に示した。いずれの甘味料も 1-6 歳で対 ADI 比が最も大きかった。しかしながら、対 ADI 比は最大でも 0.447%(アセスルファムカリウム、1-6 歳)であり、いずれの年齢層においても特段の問題はないと考えられた。

表1 混合群の食品群別一日摂取量

単位:mg/人/日

食品添加物	食品群							総摂取量
	1 調味嗜好飲料	2 穀類	3 いも・豆類・種実類	4 魚介類・肉類・卵類	5 油脂類・乳類	6 砂糖類・菓子類	7 果実・野菜・海藻類	
アスパルテーム	-	-	-	-	-	0.019	-	0.019
アセスルファムカリウム	1.677	-	-	0.005	0.015	0.013	0.702	2.412
グリチルリチン酸 ^{*1}	0.311	-	-	-	-	-	-	0.311
サッカリンナトリウム	-	-	-	0.007	-	-	0.427	0.434
スクラロース	0.693	0.013	-	0.006	0.033	0.010	0.149	0.904
ステビア抽出物 ^{*2}	0.122	-	-	0.052	-	0.006	0.207	0.387

-:含有量が定量下限未満のため摂取量が0mgとなるもの

*1:グリチルリチン酸二ナトリウム及びピカンゾウ抽出物由来の総グリチルリチン酸

*2:ステビア抽出物及びα-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア由来の総ステビオール

表2 一日摂取許容量との比較

食品添加物	一日摂取量 (mg/人/日)	JECFA ADI (mg/kg 体重/日)	1人当たりの	対 ADI 比 (%) ^{*2}
			一日摂取許容量 ^{*1} (mg/人/日)	
アスパルテーム	0.019	0-40	2344	0.001
アセスルファムカリウム	2.412	0-15	879	0.27
グリチルリチン酸 ^{*3}	0.311			
サッカリンナトリウム	0.387 ^{*4}	0-5 ^{*5}	293	0.13
スクラロース	0.904	0-15	879	0.10
ステビア抽出物 ^{*6}	0.387 ^{*7}	0-4 ^{*8}	234	0.17

*1:ADI の上限 × 58.6(20 歳以上の平均体重、kg)

*2:対 ADI 比 (%) = 一日摂取量 (mg/人/日) / 一人当たりの一日摂取許容量 (mg/人/日) × 100

*3:JECFA 規格がなく、ADI が設定されていない

*4:サッカリンとして一日摂取量を計算

*5:サッカリン並びにそのカルシウム、カリウム及びナトリウム塩の Group ADI(サッカリンとして)

*6:ステビア抽出物及びα-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア

*7:ステビア抽出物及びα-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア由来の総ステビオール

*8:ステビオール配糖体の ADI(ステビオールとして)

表3. 混合群別含有量に年齢層別喫食量を乗じて求めた甘味料の年齢層別推定一日摂取量

食品添加物	推定一日摂取量(mg/人/日)				
	1-6 歳	7-14 歳	15-19 歳	20 歳以上	全員
アスパルテーム	0.024	0.026	0.023	0.019	0.020
アセスルファムカリウム	1.073	1.554	1.783	2.412	2.246
グリチルリチン酸*1	0.149	0.203	0.252	0.311	0.292
サッカリンナトリウム	0.146	0.259	0.240	0.434	0.395
スクラロース	0.446	0.621	0.716	0.904	0.850
ステビア抽出物*2	0.166	0.253	0.269	0.387	0.360

*1: グリチルリチン酸二ナトリウム及びカンゾウ抽出物由来の総グリチルリチン酸

*2: ステビア抽出物及びα-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア由来の総ステビオール

表4. 混合群別含有量に年齢層別喫食量を乗じて求めた甘味料の年齢層別推定一日摂取量の一日摂取許容量に対する割合(%)*1

食品添加物	年齢層別一日摂取量の一日摂取許容量に対する割合 (%)				
	1-6 歳	7-14 歳	15-19 歳	20 歳以上	全員
	(体重:16.0kg)	(体重:36.5kg)	(体重:56.5kg)	(体重:58.6kg)	(体重:50kg)
アスパルテーム	0.004	0.002	0.001	0.001	0.001
アセスルファムカリウム	0.447	0.284	0.210	0.274	0.299
グリチルリチン酸*2					
サッカリンナトリウム *3	0.163	0.126	0.076	0.132	0.141
スクラロース	0.186	0.113	0.084	0.103	0.113
ステビア抽出物*4,5	0.259	0.173	0.119	0.165	0.180

*1: 対 ADI 比 (%) = 一日摂取量 (mg/人/日) / 一人当たりの一日摂取許容量 (mg/人/日) × 100

*2: JECFA 規格がなく、ADI が設定されていない

*3: サッカリンナトリウムの ADI はサッカリンとしての Group ADI が設定されているため、サッカリンナトリウムの一日摂取量をサッカリンの一日摂取量に換算し、一日摂取許容量と比較した

*4: ステビア抽出物及びα-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア由来の総ステビオール

*5: ステビオール配糖体の ADI (ステビオールとして) に基づく一日摂取許容量と比較した